「団体商標、証明商標の登録及び管理規定」制定

についての説明

知的財産権保護業務の法治化水準を向上させ、関連法律法規の整備を加速させるという習近平総書記の重要な指示を貫徹し、「知的財産権強国建設綱要 (2021-2035)」の全体的要請を着実に実行し、地方の特色ある経済発展の推進やクラスター産業発展の効率向上等における団体商標、証明商標の重要な役割を十分に発揮させ、団体商標、証明商標の登録、運用、管理及びサービス水準を全面的に向上させ、登録商標の専用権と社会公共利益との関係をバランスよくし、規範的で規則正しい商標登録の秩序及び公正競争の市場環境を保持するために、「中華人民共和国商標法」(以下、商標法と略す)及び「中華人民共和国商標法実施条例」の規定に基づき、「団体商標、証明商標の登録及び管理規定」を制定する。

一、制定の背景及び必要性

商標法及びその実施条例の公布、実施以来、団体商標、証明商標は、地域経済の発展や地方の活性化などにおいて重要な役割を果たし、良好な社会的効果を上げてきた。しかし、我が国の経済社会の迅速な発展に伴い、団体商標、証明商標の制度運営においていくつかの問題が露呈している。第一に、民生に密接関連する飲食業の地名を含む団体商標、証明商標の不正使用により世論を刺激する事件が頻発し、広く社会的な注目を集めており、その登録要件及び権利行使の境界を明確にするとともに、商標権者の管理責任を強化することが急務であること、第二に、特色ある産業クラスター発展の現実のニーズを満たすことができず、団体商標、証明商標の管理制度をさらに健全化し整備し、産業の発展を促進し、保護の水準を上向しなければならないことである。

また、2014年に商標法及びその実施条例が全面的に改正され、2019年に商標法の個別条項が改正されたため、それに適応するために関連規定の調整を行わなければならない。このため、現実的な問題を効果的に解決し、商標制度を整備し、管理及び効果的な指導を強化するために、団体商標、証明商標の登録及び管理に関する内容を規定するとともに、商標法の更なる改正のために、先行して研究し経験を蓄積しておく必要がある。

二、制定の原則及び主な考え方

「団体商標、証明商標の登録及び管理規定」は、団体商標、証明商標の登録及び使用を規範化し、公正競争の市場秩序を維持する観点から、団体商標、証明商標の商標権者に対して倫理的に商標登録し、適切に権利を行使し、効果的に権利を保護するように指導し、権利の境界を明確にし、商標の合法的使用と他人の正当な使用を併せて考慮し、行政機関による管理と促進の組み合わせを推進し、施策に合わせ、地方産業の発展に貢献する。

制定の考え方においては、主に以下の三つに重点を置く。第一に、問題を課題とし、地名を含む団体商標、証明商標の登録及び使用要件を整備すること、第二に、団体商標、証明商標の特徴に合わせて管理規則を細分化し、商標権者の管理義務を明確にし、使用者の使用行為を規範化すること、第三に、強力な措置を用い、運用を強化し、当事者に利便性を提供し、団体商標、証明商標の登録、管理、運用を規範化することである。

三、制定のプロセス

2022年6月7日から7月21日まで、「団体商標、証明商標の管理及び保護規定」(意見募集案)について社会から意見を公募した。この期間中、関係省庁、委員会、知的財産権業務を担当する地方部局から広く意見を募集するとともに、行政機関、専門家、学者、代理機構、業界団体、企業等の主体からの意見や提案を聞くための意見募集会議を開催した。各関係者の意見を十分に検討・採用し、条項の内容をさらに整備し、「団体商標、証明商標の登録及び管理規定(検討案)」を制定した。国家知識産権局局務会による審議を経て承認され、2023年12月29日に国家知識産権局令第七十九号にて公布され、2024年2月1日より施行される。

四、主な内容

「団体商標、証明商標の登録及び管理規定」は28条からなる。主な内容は以下のとおりである。

(一) 立法の目的を明確にする

地方の特色ある産業発展の推進において団体商標、証明商標が果たす重要な 役割を強調するために、団体商標、証明商標の登録及び使用管理の規範化、商標 権益保護の強化、社会公共利益の維持、特色ある産業発展の促進を立法の目的と して明確にした(第一条)。

(二) 商標権者及び使用者に対する管理要件を強化する

団体商標、証明商標の使用者と商標権者が同一主体ではなく、一般的に複数の 主体であることを考慮し、商標登録と使用秩序を良好に維持するためには、商標 権者の管理義務と使用者の使用要件をさらに強化する必要がある。一方、商標権 者は、使用管理規則に従い、構成員や他人に団体商標、証明商標の使用を許諾す る、団体構成員や使用者情報及び使用管理規則を速やかに公表する、他人の使用 行為が使用管理規則の要件に合致するか否か及び商標を使用する商品が品質要 件を満たすか否かを確認する、使用管理規則に合致しない使用者の使用資格を 速やかに取り消す、等を含む日常的な管理を実施しなければならない。(第十一) 条)。団体商標の商標権者は、団体構成員以外の者に対して当該団体商標の使用 を許諾してはならない (第十五条)。証明商標の商標権者は自身が提供する商品 に当該証明商標を使用してはならない (第十六条)。なお、商標権者は、団体商 標、証明商標の管理及び運用の必要に応じて、公平合理の原則に基づいて合理的 な費用を徴収することができるが、費用の金額、納付方法、納付期限等の事項は 協議により確定する(第十二条)。他方、使用者は使用管理規則に規定されてい る手続きを履行した後、団体商標、証明商標を使用することができるが、団体商 標、証明商標を使用する商品が使用管理規則の品質要件に合致することを保証 しなければならない。使用者は、団体商標、証明商標を自己の登録商標と同時に 使用することができる。地域の範囲外で生産された商品に、証明商標、団体商標 として登録された地理的表示を使用してはならない(第十七条)。

(三) 地名を含む商標の登録及び正当な使用に関する規定の追加

「第14次5カ年計画における知的財産権の運用及び保護計画」の地域ブランドを発展させる要請を貫徹して着実に実行し、地方の特色ある産業クラスターの発展ニーズを満たすために、地名を含む団体商標、証明商標の登録要件を追加し、識別を容易にするために標識が顕著な特徴を有しなければならないことを明確にし、地名が公共資源であることを考慮し、地名を含む団体商標、証明商標が社会の公共の利益を妨げてはならないことを規定した(第九条)。民衆の関

心に焦点を合わせ、商標法第五十九条の規定に基づき、企業名称や商号に使用する場合や、製品及びその原材料の産地等を明示するために配分表、包装袋に使用する場合等の使用形式を含む、他人が地名を含む商標を正当に使用する態様を細分化し、そして、事実の記述を目的とし、且つ商習慣に合致し、その他の法規定等の原則的な要件に違反してはならないことを明確にした(第二十二条)。他人が特色ある軽食や、料理、インターネットでの商品の詳細な表示等において、団体商標、証明商標中の地名、商品の名称を事実を記載する形式で使用し、且つ公衆を誤認させない場合も、正当な使用の態様である(第二十三条)。団体商標として登録された地理的表示中の地名、商品の名称又は商品の普通名称を正当に使用する要件を整備した(第二十四条)。なお、商標権者の権益を維持するために、行為者は正当な使用行為を実施する際に、商標の社会的評価を悪意で害したり、市場競争の秩序を混乱させたり、商標権者の合法的権益を妨げたりしてはならないことを規定した(第二十五条)。

(四) 商標の運用を促進し公共サービスの水準を向上する

産業発展における団体商標、証明商標の重要な役割を十分に発揮させ、商標の運用を推進し、ブランド構築を促進するために、商標権者に対して、ブランド構築を強化し、商標の使用を促進し規範化し、商標の価値を向上させ、商標の社会的評価を維持し、地方の特色ある産業の発展を推進しなければならないことを明確に要求した(第十八条)。地方政府又は業界主管部門は地域の経済発展のニーズに応じて公共資源を合理的に分配し、地域ブランドの構築を強化し、知的財産権管理部門は地域ブランドが法的保護を得られるように支援し、団体商標、証明商標の登録、管理、保護等の業務を指導し、質の高い経済発展を促進しなければならない(第二十条)。国家知識産権局は団体商標、証明商標の情報公開を強化し、公共照会サービスを提供しなければならず、地方の知的財産権管理部門は当事者が関連情報を照会・取得しやすいように、団体商標、証明商標の情報伝達及び開示共有を強化しなければならない(第二十一条)。

また、本規程と、旧国家工商行政管理総局局令(第6号)にて公布された「団体商標、証明商標の登録及び管理弁法」の一部の内容とが重複していることに鑑み、公衆が識別及び適用しやすいように、規程の名称を「団体商標、証明商標の登録及び管理規定」と定め、旧規程と区別した。具体的に適用する際には、「新しい規定は古い規定よりも優れている」という原則に基づき、団体商標、証明商標の登録、管理、運用等の内容について、二つの規程が一致しないものは、新しい規程を適用し、団体商標、証明商標の行政執行の内容に関するものは、引き続

き旧規程の関連条項に従って執行する。

出所:国家知識産権局ウェブサイト

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/1/2/art_66_189477.html

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。